

令和元年 10 月 8 日

産業廃棄物処理業者及び排出事業者の皆様へ

東京都環境局

廃プラスチック類等の不適正処理防止に向けた監視等の強化について

標記については、適正処理の推進に向けて日ごろから御協力をいただいているところで

す。さて、中国をはじめとした諸外国による廃プラスチック類の輸入規制の強化によりまして、国内での廃プラスチック類の処理に支障が生じ始めており、一部で処理の滞留事例が見られます。

こうした情勢を受けまして、都には、不法投棄などの不適正処理を心配するものや都に業者等の監視・指導の強化を求めるものなど様々な意見が都民等から寄せられており、中には、産業廃棄物としての**廃プラスチック類を事業系一般廃棄物に意図的に混入**させて区市町村の運営する清掃工場等に頻繁に持ち込んでいる者が存在するという通報も受けております。

都としましては、環境省から発出された「『廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等について(通知)』(環境省通知令和元年 5 月 20 日付け環循規発第 1905201 号他)」に基づいて取組を進めているところですが、**清掃工場等への不適正搬入**という情報が寄せられていることは看過できません。

都は、今後も都内区市町村や警視庁、「産廃スクラム」加盟自治体などと連携して**監視・指導を一層強化**してまいります。こうした事案を根絶させるためには産業廃棄物処理業者等のコンプライアンスの一層の向上が必要です。

については、処理業者及び排出事業者の皆様には、適正処理の推進と排出事業者責任の徹底に向けて、引き続き御協力をお願いします。

以上

問い合わせ 環境局資源循環推進部 産業廃棄物対策課 指導担当 03-5388-3586 不法投棄対策担当 03-5388-3446

事業系一般廃棄物に混入した廃プラスチック類（清掃工場に搬入されたもの）

